

ニチアス株式会社定款

ニチアス株式会社

ニチアス株式会社定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当会社は、ニチアス株式会社と称する。

英文では、NICHIAS CORPORATIONと表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 珪藻土その他鉱物岩石の採掘、精製、加工並びにこれ等原料、材料若しくは製品の製造および販売。
2. 耐火断熱吸音材料、土木建築材料、電気絶縁材料、遮音・制振材料、耐酸耐アルカリ性材料並びに各種パッキング類の製造および販売。
3. 合成樹脂製品並びに室内装飾品の製造および販売。
4. 電気機器、安全装器具類、その他各種プラント機器および装置類の設計、製作、修理および販売。
5. 公害防止機器および脱臭器、除湿機等環境改善機器並びにこれら部品の製造、加工および販売。
6. 前各号に附帯または関連する工事に関する全般業務。
7. 建設工事全般に関する業務。
8. 作業環境の分析測定、騒音の測定その他各種分析測定並びに公害防止に関連する技術コンサルタント業務。
9. 配線基板等の電子部品の製造および販売。
10. 人工培養土、肥料等の農業用資材の製造、加工および販売。
11. 産業廃棄物の運搬および処理に関する業務。
12. 不動産の売買、賃貸借および管理。
13. 労働者派遣業務。
14. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務。
15. 前各号の事業に関連する建物、設備装置、機械器具のリース業務。
16. 前各号の代理業および仲介業。
17. 前各号に附帯または関連する一切の業務。

第3条 (本店)

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条 (機関の設置)

当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。

第 7 条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は100株とする。

第 9 条 (単元未満株式を有する株主の権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求を行う権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求を行う権利

第 10 条 (単元未満株式の売渡)

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式事務取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第 11 条 (株式事務取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いについては、法令または本定款に定めるものほか、取締役会において定める株式事務取扱規程による。

第 12 条 (株主名簿管理人)

当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

第13条 (招集の時期)

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時招集する。

第14条 (基準日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

第15条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。

第16条 (決議要件)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条 (員 数)

当会社に取締役15名以内を置く。

第20条 (選 任)

取締役の選任決議は、株主総会において、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第21条 (任 期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会の終結の時までとする。

第22条 (代表取締役等)

取締役会は、取締役の中から代表取締役社長1名を選定する。

- ② 取締役会の決議によって、必要に応じ取締役社長のほかに代表取締役を若干名選定することができる。

第23条 (取締役相談役)

取締役会の決議によって、取締役相談役を若干名定めることができる。

第24条 (取締役の当会社に対する損害賠償責任の減免)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第25条 (取締役会)

取締役会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。

- ③ 緊急の必要があるときは、前項の期間を短縮することができる。

- ④ 取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

- ⑤ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項につき議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第26条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項については、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

第27条 (員 数)

当会社に監査役5名以内を置く。

第28条 (選 任)

監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条 (任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第30条 (監査役の当会社に対する損害賠償責任の減免)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第31条 (監査役会)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。

- ② 緊急の必要があるときは、前項の期間を短縮することができる。

第32条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項については、監査役会において定める監査役会規則による。

第 6 章 計 算

第33条 (事業年度)

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第34条 (剰余金の配当)

株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（「期末配当」という。）を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（「中間配当」という。）を行うことができる。

第35条 (配当金の除斥期間)

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附則)

変更前定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。

③ 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

完

2022年6月29日 改訂